

## 秘密保持契約書(退職者用)

株式会社\*\*\*（以下、「甲」という。）と、\*\*\*（以下、「乙」という。）は、以下の通り秘密保持契約を締結する。

### 第1条（秘密情報の定義）

本契約における秘密情報とは媒体の形式を問わず、秘密情報と明示し開示する情報をいう。但し、以下の各号に該当する場合はその限りではない。

- （1）情報開示を受ける前から乙が既に保有していた情報
- （2）正当な手段により、第三者から受けた情報
- （3）既に公表されており、一般に入手可能な情報
- （4）甲が事前に書面により公表を承認した情報
- （5）乙が独自の方法により開発した情報

### 第2条（契約期間）

本契約期間は、乙の退職の日から1年間とし、本契約期間終了後においては、甲に対し乙が申し出ない限り本契約は以後も有効に継続する。

2 前項の規定に関し、乙が申し出た場合は、その時点での秘密情報の性質および、甲または甲の関連会社の内部事情等を考慮した上で、甲が秘密情報の範囲および以後の有効期間を決定する。

### 第3条（秘密保持義務）

乙は、業務上知りえた秘密情報について、原本・そのコピーおよび、関係情報等のすべてを、乙の退職の日までに甲へ返還または消去し、その一切を保有および利用してはならない。

2 秘密情報等を外部へ開示または漏洩させてはならない。

### 第4条（その他遵守事項） \*必要があれば記載

- （1） ※※※※※※※
- （2） ※※※※※※※

### 第5条（損害賠償）

乙が第3条または第4条の規定に違反した場合、甲は乙に対し、その違反行為の差止め、ならびに原状回復の請求および損害賠償の請求をすることができる。

### 第6条（専属的合意管轄）

本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第8条（協議事項）

本契約に定めのない事項および、疑義については、甲乙双方誠意をもって協議し解決を図るものとする。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成\*\*年\*\*月\*\*日

（甲）

（所在地） \*\*県\*\*市\*\*丁目\*\*番\*\*号

（名称） 株式会社\*\*

代表取締役 \*\*\* 印

（乙）

（住所） \*\*県\*\*市\*\*丁目\*\*番\*\*号

（氏名） \*\*\* 印